

## 第 4 部 参 考 編

# 第1章 各国の対外援助機構および 実績の概要

## 第1節 アメリカ

### 1. 概 況

アメリカの対外援助は、ケネディ政権中およびジョンソン政権に至る間、種種の修正を経てきたが、最近の援助の方向は経済開発促進のための経済援助として、アジア、アフリカおよび中南米の諸国に指向され、共同防衛的性格の援助は、共産国に近接する諸国に向けられているといえる。

現在の対外援助の主要形態としては、① 対外援助法に基づく、軍事および経済援助、② 農業貿易開発援助法に基づく、余剰農産物援助、③ 輸出入銀行法に基づく、ワシントン輸出入銀行の長期借款、④ 世銀、国際開発協会、全米開発銀行等の、国際援助機関への資金拠出、⑤ 平和部隊による技術の指導および訓練、が政府ベースによる援助とされている。

アメリカが低開発諸国に対して援助を供与するに当っては、従来から援助要請国の自助が援助選考基準の第一要件とされていたが、最近はその基準をさらに厳格にし、受入れ国の援助消化能力も重視するようになった。また、開発援助は贈与の形によるものから借款による援助に移りつつあり、借款も財政的支持のごとき急急的な援助から、長期的な開発計画への援助に重点をおくようになった。輸出入銀行の長期借款は、相手国の政府または企業に対し、開発計画に必要とする施設・資材等を米国から購入するために供与するものである。

一方、政府は民間部門の活動を増進するための施策を強化するため、対外援助法において投資調査および投資保証に関する条項を規定し、民間企業が低開発諸国における投資のための事業基礎調査を行なう際、政府がその費用の50%

を分担する投資調査と、民間企業が投資した相手国における通貨交換性不能、接収または没収による損失、戦争・革命・暴動等による損害などの危険に対して、政府が保証する投資保証の制度を設けている。

最近政府は対外援助民間企業諮問委員会を設け、民間企業の海外投資助成の一環として、新規海外投資および投資利益の50%以上の再投資に対して、30%のタックス・クレジットを与える税制優遇法案を議会に提出しているほか、低開発国における民間企業に対し、経営および技術に関する専門的知識を有する米国民間人を送る計画のもとに、民間によって組織される援助機関 Executive Service Corps の設置を進めている。

アメリカの技術援助は、研修員受入、専門家派遣、機材供与に大別できる。1963年度のアメリカ国内受入れ研修員数は5,766名(ほか契約ベースによるもの422名) 第三国におけるもの2,129名、計7,895名にのぼっている。また、同年度の海外への専門家派遣数は3,502名(ほか契約ベースによるもの1,500名)である。なお、二国間および国連計画への技術協力部門総支出額は、1963年度、4億3,600万ドルとなっている。

## 2. 援助機構

アメリカの対外援助は、総合的一元機関として1961年11月に設立されたAIDによって行なわれている。

AID長官の下にある部局としては、現在19の部があり、それぞれの所掌事務は次の通りである。

### (1) プログラム関係部門

#### (a) Office of Program Coordinations

非軍事的援助の政策を樹立すること。

AID予算要求を作成すること。

人的・物的資源の割当てについて勧告すること。

地域局に対し開発計画作成上の指針を与えること。

軍事援助計画と対外経済援助を調整すること。

**(b) Office of Development Finance and Private Enterprise**

資金援助の政策・基準を作成すること。

AIDの資金援助と他の米国政府機関・国際機関の資金援助の調整を図ること。

地域局に対して資金援助に関する分析と助言を与えること。

投資調査と投資保証図画の調査を図ること。

特別危険保障計画を監察すること。

AID中枢部と民間投資企業との間の接触を計ること。

**(c) Office of Material Resources**

商品援助および Contract services (余剰米国政府資産を含む)における買付に関する政策・基準・手続を作成すること。

かかる物資の買付利用船積等に関する助言と指針を与えること。

**(d) Office of Technical Co-operation and Research**

教育、社会開発等の分野における技術に関する指針を与えること。

AIDの研究・プログラムを作成し、同プログラムにおける開発技術の評価を行なうこと。

**(e) Office of Engineering**

資金援助および技術援助における工業技術に関する政策を作成し、これを実施すること。

主要プロジェクトの Engineering feasibility を検討すること。

**(f) Office of Public Safety**

公安に関する援助計画を作成し、これと他の機関の行なう公安活動の調整を図ること。

公安分野における研修員受入れおよび専門家派遣を行なうこと。

**(2) 管理関係部門**

**(a) Office of Controllers**

AID現地 Mission の会計を監査すること。

その他AIDの会計に関すること。

**(b) Office of Personnel Administration**

AIDの人事に関すること。

**(c) Office of Management Planning**

AIDの管理、組織、Manpowerに関する計画、効率化に関すること、  
(AIDマニュアル作成は所掌事務の一部である。)

**(d) Office of International Training**

研修員受入れの実施を行なうこと。

**(e) Office of Security**

AID Security programに関すること。

**(f) Statistics and Reports Division**

統計資料に関すること。

**(g) General Services Division**

AIDの用度品に関すること。

**(h) Communications Resources Division**

AIDの対外広報に関すること。

**(3) 特殊関係部門**

**(a) International Development Organizations Staff**

他の援助国および国連等の国際機関の援助との調整に関すること。

**(b) Information Staff**

国内広報に関すること。

**(c) Congressional Liaison Staff**

AIDと議会との連絡に関すること。

**(d) General Counsel**

法律的諮問に応ずること。

**(e) Management Inspection Staff**

業務監査に関すること。

### 3. 援助実績

第1表 開発途上にある諸国および国際機関への資金の流れ

(単位 100万ドル)

項目	年		
	1961	1962	1963
1. 政府部門	3,493	3,610	3,844
(1) 二国間	3,208	3,391	3,627
贈与	2,583	2,648	2,651
借款(5年超のもの)	625	743	976
(2) 多国間	285	219	217
贈与	285	219	217
拠出	—	—	—
2. 民間部門(投資, 借款)	1,099	821	(878)
3. 保証付輸出信用(5年超のもの)	—	35	4
合計	4,592	4,466	4,726

(注) ( ) 内は推定数

(OECDの資料)

第2表 技術協力実績

年	項目	経費 (100万ドル)		
		二国間		国連計画への 拠出
		約束額	実施額	
1962	407.00 <sup>a</sup>	331.28 <sup>b</sup>	54.00	
1963	410.00 <sup>a</sup>	368.00 <sup>b</sup>	68.00	

(OECDの資料)

- (注) 1. 国連計画は UNEPTA, SF, UNICEF の計画を指す。  
 2. a. 教育交換計画を含む。  
 b. 1962年は会計年度, 1963年の数字には教育交換計画を含む。  
 両年に管理費を含む。

## 第2節 イギリス

### 1. 概 況

イギリス政府は、独立を達成した植民地に対する政府援助の緊要性を1958年ごろに至るまで強くは感じていなかったが、新興旧植民地独立諸国が、起債や国際機関からの借款のみで、自国の経済開発計画に対して開発所要資金を得られない状況となって、対外援助を本格的に検討することになった。

1958年のモントリオール英連邦貿易経済会議を契機に、イギリス政府は、政府資金により英連邦独立国に対し輸出信用保証局（ECGD）から英連邦援助借款（別名ECGD第3条借款）を、また植民地に対しては国庫貸付を供与することに踏み切った。その後ECGD第3条借款は英連邦以外の独立国に対しても供与されることとなり、この傾向は1962年12月に始められた英国の遊休産業設備活用のための援助によりさらに促進された。植民地以外の諸国に対しても、借款のみならず贈与が行なわれるようになり、さらに最近の援助条件緩和の必要性にかんがみ、イギリス政府は昨年、場合によっては借款の利子支払いを一定期間免除する制度を導入した。また、先の国連貿易開発会議においては、「補足融資」についての具体的提案を行ない、後進国援助に積極的態度を打ち出している。

現在、イギリスが実施している技術協力の形態としては、二国間援助協定に基づくものと、国連その他国際機関等を通じての多国間方式によるものがあり、計画としては次のごときものがある。① 海外事業援助計画、② 植民地開発福祉計画、③ コロンボ計画、④ SCAAP援助計画、⑤ 連邦教育協力計画、⑥ サハラ以南アフリカ相互援助基金、⑦ 東南アジア条約機構、⑧ 中央条約機構、⑨ 中近東開発局業務、⑩ 国連への協力。

1963年のイギリスの対外援助総額は、7億2,410万ドル、受入れ研修員4,038名にのぼっている。また、現在海外に派遣されている専門家は約13,000名に達

している。

## 2. 援 助 機 構

イギリスには、アメリカのAIDのような対外援助の一元的総合機関は存在せず、援助機構は多岐にわたっている。

### (1) 海 外 開 発 省

1961年7月24日、技術協力省設置法に基づき技術協力省が設立されたもので、主要業務としては、①植民地、連邦関係省および外務省がとり扱っていた技術援助業務、②労働省の国際協力業務のうち、特に国連およびその他の国際機関による援助計画のための要員派遣業務、③商務省がとり扱っていたOECD業務、および米国第三国訓練計画を引き継いだ。当省は、英国の行なう技術援助を総て実施するのではなく、関係各省その他関係機関と緊密な提携を維持しつつ、業務を実施することになっている。なお、同省は1964年10月労働党内閣成立にともない、海外開発省と改称された。

### (2) 外 務 省

英連邦諸国または植民地以外の諸国に対する贈与と借款および国際協調、国際義務に基づく援助、災害救済のための援助およびコンソリデーションの供与を行なう。

### (3) 大 蔵 省

大蔵省は資本援助に関する援助の規模・条件等の資金面の問題について責任を有しているほか、一部の国際機関に対する拠出や、コンソリデーション、またはリファイナンス借款を直接とり扱っている。

### (4) 英連邦関係省

主として、英連邦諸国に対する贈与を行なうが、例外的には、借款業務をも

とり扱う。

### (5) 植 民 地 省

植民地に対する財政支持、災害復旧等の緊急事態についての贈与を行なうが、長期低利借款もある。

### (6) 海外開発研究所 (Overseas Development Institute)

1960年秋、フォード財団の援助により、低開発国援助問題について一般の理解を増進するため設立された民間団体である。

## 3. 援 助 実 績

第1表 開発途上にある諸国および国際機関への資金の流れ

(単位 100万ドル)

項 目	年	1961	1962	1963
政 府 部 門		450.3	417.7	412.9
(1) 二 国 間		410.0	377.1	369.5
贈 与		207.0	211.7	209.1
借 款 (5年超のもの)		203.0	165.4	160.4
(2) 多 國 間		40.3	40.6	43.4
贈 与		40.3	40.6	43.4
拠 出		—	—	—
民間部門 (投資, 借款)		376.4	211.9	(281.3)
保証付輸出信用 (5年超のもの)		10.0	13.7	29.9
合 計		836.7	643.3	724.1

(注) ( ) 内は推定数

(OECDの資料)

第2表 技術協力実績

年	項目	経 費 (100万ドル)		国連計画 への提出	派遣 専門家 (人)	受 研 留 修 生 (人)
		二 国 間				
		約 束 額	実 施 額			
1962		72.20	60.86 <sup>a</sup>	8.96	16,092	3,936 <sup>b</sup>
1963		77.60	67.68 <sup>a</sup>	10.90	13,548	4,038 <sup>b</sup>

(OECD資料)

- (注) 1. 国連計画は UNEPTA, SF, UNICEF の計画を指す。  
 2. 専門家、一定日の現在数である。  
 a. British Council の実績1962年830万ドル、1963年876万ドルを除く。  
 b. 研修員は1961~1962、1962~1963年度の実績である。

第3表 コロンボ計画資本援助支出額実績 (1963年6月30日現在)

(単位 ポンド)

国 名	配 分 額		誓 約 額		総 計
	1951年~ 1962年6月 30日 ㉔	1962年7月 1日~ 1963年6月 30日	1963年6月30 日現在におけ る借款協定を 含む	正式に協定 締結してい ない援助誓 約	
セイロン	50,000	1,025,000	1,425,000	—	2,500,000
インド	106,529,000	15,535,000	57,036,000	26,500,000	205,600,000
ラオス	62,213	7,000	3,706,787	—	3,776,000
マラヤ	60,573,267	510,000	12,563,617	—	79,586,252
シンガポール		279,368	5,660,000	—	
ネパール	200,857	357,000	967,141	275,000	1,800,000
パキスタン	21,284,000	7,757,000	18,032,000	6,000,000	53,073,000
サバ (北ボルネオ)	9,191,483	785,186	8,102,334	—	18,079,003
サラワク	4,878,395	1,047,209	1,634,000	—	7,559,604
インドス流域 開発基金	2,302,286	5,465,000	13,092,714	—	20,860,000
合 計	205,071,503	32,787,763	122,219,593	32,775,000	392,833,859

- (注) ㉔ インド、パキスタンおよびセイロンとの協定による1958年までのスターリング貨残高の支出を含まない。(2億5,200万ポンド)  
 ㉕ サバおよびサラワクに共通の C, D, C プロジェクトに対する32万334ポンドを含む。

第4表 コロンボ計画技術協力

国名	訓練生			
	支出額	訓練生数	支出額	訓練生数
	62. 7. 1 ～ 63. 6. 30	62. 7. 1 ～ 63. 6. 30	1951 ～ 63. 6. 30	1951 ～ 63. 6. 30
ビルマ	56	43	340	365
カンボディア	6	3	17	18
セイロン	53	49	607	676
インド	220	189	1,552	1,785
インドネシア	46	34	242	273
韓国	5	6	5	6
ラオス	6	3	40	38
マラヤ	65	75	231	295
ネパール	26	24	100	84
パキスタン	185	138	1,039	1,066
フィリピン	57	48	282	305
サバ(北ボルネオ)	—	—	—	—
サラワク	—	—	—	—
シンガポール	—	—	—	—
タイ	69	51	287	269
ヴェトナム	3	6	18	25
メコン	—	—	—	—
その他	80	—	80	—
合計	877	669	4,840	5,205

(注) (3～4表は、1963年コロンボ計画年次報告)

実績 (1963年6月30日現在)

(単位 支出額は1,000ポンド)

専 門 家				機 材		総 支 出 額	
支 出 額 62. 7. 1 ~ 63. 6. 30	専 門 家 数 62. 7. 1 ~ 63. 6. 30	支 出 額 1951 ~ 63. 6. 30	専 門 家 数 1951 ~ 63. 6. 30	支 出 額 62. 7. 1 ~ 63. 6. 30	支 出 額 1951 ~ 63. 6. 30	62. 7. 1 ~ 63. 6. 30	1951 ~ 63. 6. 30
25	3	214	31	17	244	98	798
15	1	52	6	7	47	28	116
28	4	395	115	33	288	114	1,290
194	8	986	165	41	415	455	2,953
8	—	96	14	10	135	64	473
—	—	—	—	—	—	5	5
33	6	63	12	7	39	46	142
126	13	264	43	25	48	216	543
7	—	21	5	5	16	38	137
121	21	697	116	159	1,179	465	2,915
—	—	1	1	11	89	68	372
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
38	3	81	15	11	25	188	443
4	—	25	7	16	128	23	171
—	—	—	—	13	69	13	69
—	—	—	—	—	—	80	80
<b>599</b>	<b>59</b>	<b>2,895</b>	<b>530</b>	<b>355</b>	<b>2,772</b>	<b>1,901</b>	<b>10,507</b>

## 第3節 ドイツ

### 1. 概況

ドイツの対外援助は、経済的には、① 輸出市場の確保、② 輸入原料の確保、③ 膨大な外貨蓄積の活用、といった点に重点を置いて推進されている。援助の方針としては、① 低開発諸国の自主的イニシアティブと、自助努力を要求、② 対象プロジェクトの経済的合理性、および開発プロジェクト内に占める有益性・緊急性ならびに国際収支改善効果を重視する。③ 民間援助の進出を促進し、政府はこれを補充する。④ 大規模プロジェクトに対しては、国際的協力の下に援助を分担する。⑤ 贈与ではなく、プロジェクト・ベースの借款とする。⑥ 借款は対象プロジェクトと受入れ国の必要に適合した案件とするが、受入れ国の外貨返済能力、償還可能性の問題は、受入れ国側の自助努力で調整し得るとの立場をとる。⑦ 借款は経済動機にかんがみ、原則としてアンタイドで供与する。

また、援助の形態としては、① 贈与、② 現物供与、③ 借款があり、その方式としては、対国際機関援助および二国間援助がある。

技術協力は、1956年に開始され、低開発国の農業改良、現地産業および中小家内工業の発展に主たる目標をおき、形態としては、① 専門調査団の派遣、② 技術訓練教育機関の設立、③ モデル工場等に対する機材の供与、④ 受入れ研修員の往復旅費、給料、研究費等の補助がある。1962年における技術協力総支出額は4,190万ドル、1963年には7,300万ドルとなっており、1963年現在で派遣されている専門家数は928名、受入れ研修中の者は8,549名にのぼっている。

民間援助は漸増しているが、その増加分は主として5年を超える保証付き輸出信用であり、一方、民間の直接投資は横這いである。政府は民間援助強化のため、① 二重課税防止条約の締結、② 租税上の特別措置、③ 投資保護協定

の締結(13カ国), ④ 輸出保険(1949年開始), ⑤ 海上投資保険(1959年新設)の手を打ってきた。

援助の地理的配分をみると、ドイツはフランスにおけるフラン圏、イギリスにおける英連邦スターリング地域のごとく、特殊な政治・経済上の連帯関係のある地域を有せず、また、米国とは趣を異にし、政治的よりは経済的考慮を中軸に援助を進めてきており、アジア(ことにインド、パキスタン)地域への集中が顕著であり、アジア以外ではヨーロッパ内の低開発諸国、対アフリカは増加の傾向にあり、中南米は減少の傾向である。

## 2. 援 助 機 構

### (1) 各 省 委 員 会

低開発国援助についての最高機関は、1961年秋、国会の承認をえて設置された各省委員会であって、特に必要ある場合は個々に閣議決定を仰ぐ。各省委員会の構成としては、議長に経済協力省次官、議長代理に経済・外務両省の代表を配し、委員の構成としては、内務、大蔵、食糧、農林、労働、社会、交通、管財の各省および総理府、中央銀行、復興金融金庫から成っている。

なお、本委員会は、ほぼ隔週に開催され、低開発国援助につき意見の調整、統一政策の策定、援助供与の決定にあたる。

各省委員会の下部機構として、

- ① 資本援助委員会(議長、経済省代表)
- ② 技術援助委員会(議長、外務省代表)

### (2) 関 係 各 省

#### (a) 経 済 省

資金援助決定の中核をなし、第5局(対外援助関係)所管には地域別担当課、技術援助課がある。経済省の下部機構である外国貿易情報局、工業経済庁の参加を得て、共同作業の下に低開発国問題の一般政策、国際協力の立案、財

政・貿易面の検討にあたる。

#### (b) 外 務 省

技術協力については、経済省技術援助課の協力を得て第8局(低開発国援助関係)が主管し、専門家派遣、低開発国側委員の受入れ、実務教育、コンサルタントの支援等を行なう。(ただし、実務は前記工業経済庁が担当。)

#### (c) 経 済 協 力 省

1961年11月新設されたもので、将来経済協力遂行の中心となるべく設置されたものである。現在までのところでは、百数十名の陣容をもって各省間の連絡調整を主たる任務としている。

#### (d) 大 蔵 省

援助の財政的面上につき発言権を有する。

#### (e) 管 財 省

マーシャル援助見返り特別基金を主管する。

#### (f) そ の 他

対象プロジェクトの性格に応じ、交通省・農林省等関係各省が関与する。

### (3) 主要資金援助機関

#### (a) 輸出金融会社

1952年4月、民間銀行団32行(現在26行)の拠出により、資本金2,000万D.Mをもって、フランクフルトに設立された資本財の中期輸出信用を任とする株式会社で、1年以上の融資を伴う輸出契約または役務契約を締結した国内業者が振り出す約束手形の割引き業務を営む。運営は加盟銀行から選出された10名以上の委員によって行なわれる。

#### (b) 復興金融金庫

1948年11月5日付法律をもって、ドイツ経済復興のための産業資金供給を目的として設立された政府金融機関である。資本金10億D.M(連邦政府80%、州政府20%)うち払い込み1億5,000万D.M、借入金(連邦政府、州政府、ERP特別基金、中央銀行その他)、債券発行による手取金のほか、連邦政府

委託金から成る。

融資業務は次の通りである。

- ① 国内産業金融期間20年以内，金利3～7%。
- ② 輸出金融5～10年，金利5～6%（対象額は契約額から預金を控除した額の8割以内）。
- ③ 外国開発援助金融期間10～20年，金利3～5%。

#### (c) ドイツ経済協力会社

低開発諸国に対するドイツ中小企業の進出を助成し，低開発国における経済建設に協力する目的のために，有限会社として1962年9月ケルンに設立された投融資機関で，資本金7,500万D.Mは実質上全額連邦政府出資で，業務としては，低開発国における中小規模の収益性のある企業に資本参加したドイツ企業に対し，貸付け・保証を供与し，その他低開発国における投資可能性につき一般的助言を行なう。貸付けの場合の金利は年6%以上となっている。

#### (4) 政府保険関係

政府保険である輸出保険，海外投資保険，対外融資保険については，各省委員会が保険引受けの可否を決定するが，その実務は総てヘルメス信用保険会社，ドイツ監査信託会社の両社に委託されている。

##### (a) ヘルメス信用保険会社

1917年10月設立された民間保険会社，資本金は800万D.M。

##### (b) ドイツ監査信託会社

国家が直接・間接関与した会社を検査する目的で1925年1月設立され，資本金は130万D.Mである。

### 3. 援助実績

第1表 開発途上にある諸国および国際機関への資金の流れ

(単位 100万ドル)

項目	年	1961	1962	1963
政府部門		589.2	427.0	421.0
(1) 二国間		303.0	324.6	396.2
贈与		111.5	109.2	141.4
借款(5年超のもの)		191.4	215.4	254.8
(2) 多国間		286.2	102.4	24.8
贈与		74.2	105.4	29.8
拠出		212.0	-3.0	-5.0
民間部門(投資, 借款)		153.6	150.1	107.4
保証付輸出信用(5年超のもの)		58.0	104.4	28.7
合計		800.8	681.5	557.1

(OECDの資料)

第2表 技術協力実績

年	項目	経費(100万ドル)		
		二国間		国連計画への拠出
		約束額	実施額	
1962		75.81	33.03	8.87
1963		91.14	63.50	9.50

(OECDの資料)

(注) 国連計画は UNEPTA, SF, UNICEF の計画を指す。

## 第4節 フランス

### 1. 概 況

フランスの対外援助は、1956年6月の海外領土独立を実現するための Loi-Cadre 基本法の公布、1947年の旧海外領土開発第一次計画を実施して以来、海外援助を国策として考慮するようになり、政府は1961年11月に経済・社会理事会をして「低開発諸国に関するフランスの対外援助政策の方針」について検討することを正式に採り上げるよう命じた。これにより従来は、フラン圏に対する協力政策に重点が置かれてきたが、さらに援助対象地域を拡大してゆくという方向を打ち出すに至った。

最近数年間のフランスの対外援助額中の政府資金対民間資金の比率は、だいたい3:1となっている。1963年の政府部門の援助総額は8億5,790万ドルにのぼっており、民間部門は2億2,970万ドルとなっている。

1962年に財政支出した対象研修員数は約9,200名、対象派遣専門家数は約48,100名、同じく1963年の研修員数は11,500名、専門家数は51,200名にのぼっており、技術協力部門の総支出額は1962年度が2億6,053万ドル、1963年度が2億9,943万ドルとなっている。

### 2. 援 助 機 構

援助行政の主要官庁は、援助協力省、外務省、財政経済省、海外県領土省の四つである。フランスの対外援助機構は、援助受入れ地域ないし国によってそれぞれ主管省が異なり、援助実施機関も多岐にわたっているので、実施機関を系統的に分類することはむずかしい。援助行政を統一的に掌握する中央官庁は存在しない。

#### (1) 外 務 省

外務省文化技術局技術協力部は、協力省主管の14カ国以外の諸国に対する文

化、技術協力、国際機関を通ずる援助を主管している。

外郭組織として、国際技術協力要員訓練センター、フランス語普及研究協会を有している。

## (2) 海外県領土省

海外県領土省は、O C R S (サハラ共同機構)、B R P (石油調査局) を監督し、海外県については、F I D E S (経済社会開発投資基金) が海外領土、F I D M (海外県投資基金) の行なう海外県に対する贈与(補助金等を含む)およびC C C Eが両者に対して行なう借款を管轄する。

## (3) 財政経済省

1956年設立された対外経済協力局技術協力部は、非フラン地域に対する経済・産業面の協力を行ない、専門家派遣・投資前基礎調査を実施している。

## (4) 援助協力省

アフリカ諸国、マダガスカル、南サハラの財政・経済・社会・技術・文化各方面にわたる協力援助を担当し、F A C (援助協力基金) を主管し、C C C E (海外協力中央金庫) の担当域内への投融資を大蔵省と共管している。

## (5) 大蔵省

全フラン地域に対する援助の資金面について担当するほか、租税・関税・保険・金融・貿易等の専門家派遣を行なっている。

## (6) 土木運輸省、教育省、郵便電信省等

各官庁は、関係部門の技術者提供を担当する。

## (7) その他の機関

以上の行政官庁の外に、資金・技術援助の実施に直接たずさわっている主要機関としては、経済社会開発投資基金、援助協力基金、海外県投資基金、経済協力投資基金、経済協力中央金庫、経済社会開発調査会社、海外科学技術研究所、アルジェリア開発設備金庫、サハラ共同機構、フランス貿易銀行、全国金庫、フランス貿易保険会社がある。

### 3. 援助実績

第1表 開発途上にある諸国および国際機関への資金の流れ

(単位 100万ドル)

項目	年	1961	1962	1963
政府部門		943.3	972.1	857.9
(1) 二 国 間		870.0	855.9	830.9
贈 与		786.9	756.7	696.8
借 款 (5年超のもの)		83.1	99.2	134.1
(2) 多 国 間		73.3	116.2	27.0
贈 与		72.7	115.2	28.0
拠 出		0.6	1.0	-1.0
民間部門 (投資, 借款)		312.3	306.8	208.4
保証付輸出信用 (5年超のもの)		34.5	9.8	21.3
合 計		1,290.1	1,288.7	1,087.9

(OECDの資料)

第2表 技術協力実績

年	項目	経 費 (100万ドル)			派 遣 専 門 家 (人)	受 研 留 修 学 入 員 生 (人)
		二 国 間		国連計画 への拠出		
		約 束 額	実 施 額			
1962		228.30	256.50	4.03	48,094	9,197
1963		295.40	295.40	4.03	51,185	11,581

(OECDの資料)

- (注) 1. 国連計画は UNEPTA, SF, UNICEF の計画を指す。  
 2. 専門家・研修員は、当該年度の実績数を示す。

## 第5節 イタリア

### 1. 概 況

イタリア政府の対外援助の方針は、開発計画への援助、公共投資プロジェクトへの資金供与を中心としており、低開発国の予算不足に対する支援をもうたっている。

対外援助政策の決定およびその調整は、1960年10月に設けられた、首相を議長とする「閣僚委員会」によって行なわれている。イタリア政府は、近年の経済の急速な発展、国際収支の持続的好調に基づき、1961年に2億5,140万ドルを対外援助に支出し、大幅な援助努力への布石を行なった。IMF 8条国移行と、OECD自由化コード受諾による民間資本に対する各種制限の撤廃等により、低開発諸国に対する長期安定的資金の流れが可能となり、10年を超える借款供与、インド等コンソーシアムへの参加に見られるように、従来援助実績を有しない部面においても、漸進的ではあるが総合的な援助政策を行なう態勢が確立した。

イタリアの対外援助基本法に当るべきものとして「貨物の輸出役務の提供、海外工事の実施および低開発国援助に関する信用供与に対する保険および融資にかかる措置」があり、主要内容は、単に中期信用中央金庫の融資期間の長期化（最高10年、但し必要ある場合は10年以上）、融資対象の拡大（役務提供をも加える）にとどまらず、低開発諸国に対する直接貸付けの途を開き、必ずしもタイド援助に限定しない等の措置を採り得ること、並びにこれらに伴う政府保険機能を拡充することである。

なお、対外援助の地域的配分としては、ラテン・アメリカ地域と地中海沿岸諸国に集中している。技術協力部門における1963年の支出額は970万ドルにのぼっており、同年受入れた技術研修員は約2,300名、海外に派遣中の専門家数は約300名となっている。

## 2. 援助機構

### (1) 閣僚委員会

イタリアの対外援助に関する一般的政策の決定・調整を行なうもので、1960年10月に設置された。

議長は首相が当り、予算、財政、農業、商工、貿易等、関係各省大臣により構成され、必要ある場合は中央銀行総裁、その他学識経験者の参加を求めるところもある。

### (2) 外務省

外務省は、イタリアの各種対外援助の一元的調整を図っており、多国間並びに二国間の研修員・留学生および海外派遣専門家の実施業務を、各国内官庁の技術協力部門との間に委員会組織を通じて行なっている。

### (3) 大蔵省、中央銀行

大蔵省および中央銀行は、IMF等国際金融機関との業務、対外資金援助に関連する業務を実施している。

### (4) その他の援助関係機関

#### a. 中期信用中央金庫 (Mediscredito)

1952年7月に設立された公法人で、政府の出資金や補助金のほか、政府の信託基金、民間保険会社等からの借入金もしくは外国市場での起債により、主として輸出業者の資本財延払い輸出に対し、1953年12月の法律に基づき、特別に融資を行なった中期(従来原則上4年以内)信用機関に対し、リファイナンスを行なう。本中央金庫の金利は輸入国通貨の交換性の有無により3～4%であるが、本金庫は自ら調達する資金コストとリファイナンス金利の逆輸を補てんするため、毎年信用供与平均残高の1.5%相当額の財政補助金を受けている。なお、本金庫を利用した場合の輸出業者負担金利は5～6%である。

#### b. 全国保険協会 (Istituto Nazionale delle Assicurazioni)

1912年創設された生命保険関係の公共団体であるが、1953年12月の法律に基づき、輸出保険事務を委任されている。

### 3. 援助実績

第1表 開発途上にある諸国および国際機関への資金の流れ

(単位 100万ドル)

項目	年	1961	1962	1963
	政府部門		65.8	67.0
(1) 二 国 間		50.0	34.9	62.6
贈 与		32.5	34.5	24.8
借 款 (5年超のもの)		18.4	0.4	37.8
(2) 多 国 間		14.9	32.1	0.4
贈 与		13.7	19.6	8.1
抛 出		1.2	12.5	-7.7
民間部門 (投資, 借款)		(163.9)	(186.6)	(129.8)
保証付輸出信用 (5年超のもの)		21.7	24.2	78.1
合 計		251.4	277.8	270.9

(注) ( ) 内は推定数

(OECDの資料)

第2表 技術協力実績

年	項目	経 費 (100万ドル)		
		二 国 間		国連計画への抛出
		約 束 額	実 施 額	
1962		6.10	5.40	2.25
1963		8.10	5.21	4.50

(OECDの資料)

(注) 国連計画は UNEPTA, SF, UNICEF の計画を指す。

## 第6節 カ ナ ダ

### 1. 概 況

カナダ政府の対外援助は、低開発諸国の基幹産業部門である動力源、運輸分野、食糧供与、技術援助、教育分野に重点が置かれている。二国間方式のものとしては、コロンボ計画が主要なものであり、その他の計画としては、英連邦留学生制度、特別連邦アフリカ援助計画、アフリカ・フランス語使用圏計画、英連邦対カリブ海諸国援助計画および英連邦技術援助計画がある。多国間方式の援助への協力としては、国連特別基金、E P T A、I A E A、U N R W A、I M F等に対する拠出、専門家派遣および研修員の受入れがある。

1963年における総援助額は1億370万ドルにのぼっており、うち技術援助は二国間・多国間方式によるものの総計額は、1,000万ドルとなっている。

なおカナダの各技術協力計画による研修員受入数は、1950年～1963年までに5,198名にのぼっており、専門家派遣数は、606名となっている。1963年度は、研修員数808名および専門家数164名となっている。

### 2. 援 助 機 構

カナダの対外援助は、1960年11月に設立された対外援助庁（External Aid Office）が実施している。

対外援助庁の主要業務は次の通りである。

- ① 外務省の一般的決定の下に、対外援助計画を策定し実施する。
- ② 対外援助計画実施状況を常に審査し、必要な勧告を内閣に対しておこない、経済援助に関する財政上の問題について、大蔵委員への答弁を準備する。
- ③ 経済援助に関係する各省の業務の協同関係を保証する。
- ④ 国際機関と協議および協力する。

- ⑤ 開発途上諸国にあるカナダ人の自発的な任意団体と、協議および協力する。
- ⑥ 外国における災害に対する緊急援助のため、カナダ赤十字および同種の団体と協同する。
- ⑦ 対外援助庁の国内における業務の責任を持つ。
- ⑧ その他カナダの対外援助に関連する諸業務を遂行する。

### 3. 援 助 実 績

1950年から1963年3月31日までのカナダの二国間援助の配分比率は次の通りである。

#### 建 設

発 電 所——送電施設	27.19%
工場および研究工場	5.55 "
道路——橋——港湾	0.58 "

#### 機 材

機 関 車——道路輸送	7.22%
航 空 機——船舶	1.72 "
農 業——森林	0.33 "
水 産——港湾	1.11 "
電気通信——エレクトロニクス	0.32 "
そ の 他	0.02 "

#### 調 査

地上調査——空中調査	2.52%
------------	-------

#### 研究機関

学 校——作業工場	1.01%
病 院——研究機関	0.22 "

#### 物 資

麦 ——小麦粉	15.36%
金 属	19.32 "

肥料	4.53%
パルプ——レール枕木	3.44%
その他	0.03%
技術援助	4.41%
非配分特別プロジェクト	2.21%

合 計 100.00%

(カナダ対外援助庁 1963年統計)

第1表 開発途上にある諸国および国際機関への資金の流れ

(単位 100万ドル)

項 目	年	1961	1962	1963
政府部門		61.5	54.4	99.1
(1) 二 国 間		45.1	41.9	90.2
贈 与		48.5	26.7	51.4
借 款 (5年超のもの)		-3.4	15.2	38.8
(2) 多 国 間		16.4	12.5	8.9
贈 与		16.4	12.5	13.9
拠 出		—	—	-5.0
民間部門 (投資, 借款)		34.5	(13.6)	4.6
保証付輸出信用 (5年超のもの)		—	—	—
合 計		96.0	68.0	103.7

(注) ( ) 内は推定数

(OECDの資料)

第2表 技術協力実績

年	項 目	経 費 (100万ドル)		
		二 国 間		国連計画への拠出
		約 束 額	実 施 額	
1962		4.91	4.17	4.57
1963		5.75	5.85	4.30

(OECDの資料)

(注) 国連計画は UNEPTA, SF, UNICEF の計画を指す。

第3表 コロンボ計画援助配分

(単位 カナダドル)

	新 配 分 (1962~1963年)	総 配 分 (1951~1963年)
ビ ル マ	325,000	3,338,000
カ ン ボ デ イ ア	—	116,000
セ イ ロ ン	2,000,000	22,386,000
イ ン ド	19,500,000	216,162,000
イ ン ド ネ シ ア	325,000	2,278,000
マ ラ ヤ	2,000,000	7,504,000
ネ パ ー ル	—	60,000
北 ボ ル ネ オ	—	1,000
パ キ ス タ ン	12,100,000	141,076,000
シ ン ガ ポ ー ル	—	140,000
ヴ ィ エ ト ナ ム	100,000	606,000
イ ン ダ ス 基 金	3,000,000	9,109,000
メ コ ン 河	—	1,300,000
非 英 連 邦 諸 国	—	1,000,000
技 術 援 助	2,000,000	15,518,000
そ の 他	150,000	2,577,000
計	41,500,000	423,171,000

第4表 コロンボ計画技術援助実績

(単位 支出総額 カナダドル)

	1962年～63年 支出額	1963年3月31日 現在 総支出額	受入研修員数 1951年～1963年 3月31日	専門家数 1951年～1963年 3月31日
ブルネイ	3,636	15,000	4	—
ビルマ	66,214	958,000	133	13
カンボディア	119,658	380,000	48	8
セイロン	76,700	1,717,000	128	49
インド	390,268	2,715,000	600	30
インドネシア	165,025	1,711,000	274	14
日本	—	3,000	2	—
ラオス	5,548	156,000	22	2
マラヤ	353,402	1,040,000	86	46
ネパール	2,846	11,000	3	—
北ボルネオ	47,125	193,000	26	4
パキスタン	272,004	2,507,000	434	38
フィリピン	70,326	257,000	70	—
サラワク	270,088	668,000	48	18
シンガポール	127,277	318,000	18	18
タイ	122,813	398,000	76	2
ヴェトナム	216,325	984,000	187	3
その他	5,112	68,000	—	11
計	2,314,367	14,099,000	2,159	256

(注) (3), (4)表は、1963年コロンボ計画年次報告)

## 第7節 オーストラリア

### 1. 概 況

オーストラリアは、英連邦諸国の一員として、コロombo計画を通して重点的な対外援助を行っており、国際情勢の立場からは、ANZAS、SEATOを通して、東南アジア、太平洋地域集団保障体制の有力な一翼をになっている関係上、ことに東南アジアに対して積極的な援助態勢をとっている。コロombo計画の他には、対アフリカ援助として、特別英連邦アフリカ援助計画、オーストラリア国際奨学資金計画があり、援助形態としては、技術研修員の受入れ、通信教育による訓練、専門家の派遣、機材供与、資金援助、開発プロジェクトに対する協力、インダス河開発基金への拠出、メコン河開発計画に対する協力がある。

### 2. 援 助 機 構

#### (1) 外務省 (Department of External Affairs)

外務省は、オーストラリアの対外援助政策に対して責任を持っており、主管担当部局は経済技術援助局である。

経済技術援助局は、研修課、経済援助課、コロombo計画供給幹部会、機材課から構成されており、キャンベラには International Training Center を持っている。なお、援助供与機材の調達は、供給省が外務省からの要請に基づき実施している。

#### (2) 連邦教育事務局 (Commonwealth Office of Education)

オーストラリアにおける教育行政は連邦政府ではなく各州政府の管轄になっているので、大学関係の外国人留学生・研修員の世話に当っては、連邦教育事務局が外務省と連絡をとりながら受入れ業務を行なっている。

(3) 労働・公共事業省 (Department of Labour and National Service)

技術系専門学校の通常卒業課程，特殊コース，企業内訓練，労働行政訓練および政府産業内訓練の研修員受入れ業務を行なっている。

(4) 保健省 (Department of Health)

看護婦，公衆衛生技術行政および高度専門医学，歯科訓練の受入れを実施している。

(5) 連邦公共事業委員会

本委員会は Semi-Government のもので，運営のための予算は外務省を通じて賦与されている。

### 3. 援助実績

第1表 コロンボ計画による援助実績 (1963年6月30日現在まで)

	経 済 開 発		技 術		
	支 出 額	プロジェ クト数	訓 練		通信教育
			支 出 額	研修員数	
ブルネイ	—	—	27.5	23	13
ビルマ	670.9	7	554.4	388	296
カンボディア	777.8	4	37.8	28	—
セイロン	3,450.3	15	343.0	285	427
インド	12,716.0	20	690.3	516	253
インドネシア	3,078.6	13	1,623.2	829	281
ラオス	273.9	1	27.5	21	—
マラヤ	501.2	2	1,030.1	640	1,236
ネパール	132.2	2	47.3	28	—
北ボルネオ(サバ)	217.6	1	361.8	185	240
パキスタン	10,938.8	27	515.4	383	—
フィリピン	39.1	2	379.9	314	71
サラワク	89.5	2	289.5	180	103
シンガポール	—	—	504.9	258	229
タイ	1,232.4	6	509.2	316	72
ヴェトナム	1,422.2	18	297.3	155	—
メコン河計画	—	—	—	—	—
その他	250.0	—	—	—	—
合 計	35,790.5	120	7,239.1	4,549	3,221

(単位 支出総額 1,000オーストラリア・ポンド)

協 力 計 画				小 計	合 計
専 門 家		機 材			
支 出 額	プロジェ クト数	支 出 額	プロジェ クト数		
0.5	6	—	—	28.0	28.0
52.5	30	181.5	39	788.4	1,459.3
78.0	18	69.4	7	185.2	963.0
185.6	69	157.1	38	685.7	4,136.0
71.4	54	247.7	27	1,009.4	13,725.4
417.9	77	230.1	24	2,271.2	5,349.8
24.1	9	57.3	12	108.9	382.8
350.0	123	189.7	33	1,569.8	2,071.0
24.9	6	1.5	1	73.7	205.9
79.1	33	79.9	31	520.8	738.4
216.2	64	271.6	30	1,003.2	11,942.0
54.4	32	162.8	19	597.1	636.2
156.5	37	76.7	25	522.7	612.2
188.5	88	94.6	23	788.0	788.0
97.6	58	210.7	24	817.5	2,049.9
150.6	36	248.4	28	696.3	2,118.5
170.0	24	65.0	—	235.0	235.0
—	—	—	—	751.4	1,001.0
<b>2,317.8</b>	<b>764</b>	<b>2,344.0</b>	<b>361</b>	<b>12,652.3</b>	<b>48,442.4</b>

## 第 8 節 ベ ル ギ ー

### 1. 概 況

ベルギー政府は、国連各専門機関の技術協力事業、OECDにおけるDACの一員としての低開発国援助、EECの海外援助基金およびインド、トルコ、パキスタン債権国会議等に積極的に協力することにより、国際経済・技術協力を実施している。

ベルギー政府は、1963年旧アフリカ植民地の現独立諸国、コンゴ、ルアンダ、ブルンディとの間に、それぞれ技術協力協定を締結したが、これらの協定締結に備えて、1963年8月16日技術協力の立法措置を講じ、技術協立法を成立させ、これにより低開発諸国に派遣する専門家・技術者を募集、選考、派遣する国内態勢を整備し、海外派遣要員の身分上の保障措置を強固ならしめた。

なお、1963年度のベルギーの経済技術援助の実績総額は1億7,100万ドルに上り、同年現在で海外派遣されている専門家は約2,700名、受入れ研修中の者は約2,100名に上っている。

### 2. 援 助 機 構

ベルギーの対外技術援助の実施機関は、貿易技術援助省 (Ministre de la Cooperation à l' Développement), および開発協力庁 (Office de la Cooperation au Développement—O. C. D.) によって実施されており、業務の施行に際しては、関係の各省および民間機関と緊密な連絡をとっている。

### 3. 援 助 実 績

#### (1) 技術協力協定

##### (a) ベルギー・コンゴ技術協力協定 (1963年8月31日締結)

本協定は、「コンゴ共和国とベルギー王国間における技術者専門家協力協定」

といわれるもので、コンゴ政府の要請に基づき、同国の政府機関、研究所、学校、工場等に必要な各分野の技術者・専門家・教職員等を1964年1月1日より年間約2,000名を派遣するもので、派遣必要経費はベルギー側が負担し、コンゴ側は宿舎医療等の施設を提供するものである。なお、これら派遣要員は、完全にコンゴ政府の指揮下に入ることが明記されている。

(b) ベルギー・ブルンディ技術協力協定(1963年7月29日締結)

1964年1月1日より、年間300名の専門家をブルンディに派遣するものである。

(c) ベルギー・ルアンダ技術協力協定(1963年7月29日締結)

1964年より、年間205人の専門家をルアンダに派遣するものである。

以上の各協定に基づき派遣される専門家・技術者の期間は、通常2カ年となっている。一定の任期を終えて帰国した要員に対しては、身分保障が確立されており、また開発協力庁によって採用されうる。

なお、海外派遣技術要員で低開発国援助のため赴任するものに対しては、1962年4月30日の国王命令により、その旨を内務大臣に申請すれば兵役を免除されることになっており、目下検討中の青年平和部隊の隊員についても適用される予定である。

## (2) 援助実績表

第1表 開発途上にある諸国および国際機関への資金の流れ

(単位 100万ドル)

項目	1961	1962	1963
政府部門	92.1	79.8	90.2
(1) 二国間	69.5	64.6	74.7
贈与	70.5	65.6	75.8
借款(5年超のもの)	-1.0	-1.0	-1.1
(2) 多国間	22.6	15.2	15.5
贈与	22.6	15.2	15.5
拠出	—	—	—
民間部門(投資, 借款)	29.5	28.1	(51.8)
保証付輸出信用(5年超のもの)	30.7	21.0	29.2
合計	152.3	128.9	171.2

(注) ( ) 内は推定数

(OECDの資料)

第2表 技術協力実績

年	項目	経費(100万ドル)		
		二国間		国連計画への拠出
		約束額	実施額	
1962	21.33	21.33	1.41	
1963	23.62	23.62	1.45	

(OECDの資料)

(注) 国連計画は UNEPTA, SF, UNICEF の計画を指す。

## 第9節 デンマーク

### 1. 概況

デンマークの対外経済・技術援助は、国連その他マルチラテラルな機構を通

じての援助に重点を置き、政府ベースの援助は、技術援助がその中心を占めている。民間ベースの援助としては、コンスタントな民間投資の動きが見られる。

1962年3月19日に、低開発国技術協力法（The Act on Technical Cooperation with Developing Countries）が設置され、本法に基づき技術協力委員会・技術協力評議会が設けられ、対外援助に関する国内体制が確立した。

なお、1963年度におけるデンマークの経済援助総額は1,390万ドルに上っており、二国間および国連への技術協力支出額は458万ドルとなっている。

## 2. 援 助 機 構

対外援助の政策は外務省が決定しており、国際機関に対する出資、分担金支払いの問題については、外務省経済局が関係省庁および中央銀行と協議の上実施している。

民間の拠金活動と民間団体の技術援助は、1962年に援助拠出国民運動が行なわれ、174万ドルに上る額が集められた。政府は同額を民間団体技術援助に支出し、合計347万ドルをもって民間団体の連合が Youth Corps 等の援助活動を行なった。

なお、実施機関の概要は次の通りである。

### (1) 技術協力委員会（主管官庁、外務省）

(The Board of Technical Cooperation with Developing Countries)

本委員会は、大学、産業界、青少年団体等の機関の代表者9名をもって組織されている。

本委員会の業務は次の通りである。

- ① デンマークの技術援助に関する企画立案。
- ② 政府ベース以外の援助計画への政策資金の拠出およびその執行の監督。
- ③ 低開発国問題に関する国際的な立場におけるデンマークの見解につき調整すること。
- ④ 専門家の募集および留学生受入れ業務。
- ⑤ 低開発国問題に関する広報活動に対する補助金の支出。

㊦ 事務局は、外務省経済局が当る。

(2) 技術協力評議会 (A Council for Technical Cooperation with Developing Countries)

約80名の委員によって構成されている技術協力に関する諮問機関であり、北欧理事会の加盟国、フィンランド、アイスランド、ノールウェー、スウェーデンが評議会に代表を出していることが、この評議会の一つの特色である。

### 3. 援助実績

第1表 開発途上にある諸国および国際機関への資金の流れ

(単位 100万ドル)

項目	年		
	1961	1962	1963
政府部門	7.2	7.4	10.2
(1) 二 国 間			
贈 与	1.2	0.7	1.1
借 款 (5年超のもの)	0.7	0.8	1.2
(2) 多 国 間	0.5	-0.1	-0.1
贈 与	6.0	6.7	9.1
抛 出	6.0	6.8	8.1
民間部門 (投資, 借款)	—	-0.1	1.0
保証付輸出信用 (5年超のもの)	2.4	4.7	3.0
	—	1.3	0.7
合 計	9.6	12.1	13.9

(注) ( ) 内は推定

(OECDの資料)

第2表 技術協力実績

年	項目	経 費 (100万ドル)		国連計画への抛出
		二 国 間		
		約 束 額	実 施 額	
1962		0.22	0.75	3.07
1963		4.60	1.20	3.38

(注) 国連計画は UNEPTA, SF, UNICEF の計画を指す。

(OECDの資料)

## 第10節 ニュージーランド

### 1. 概 況

ニュージーランドの対外援助は、牧畜や農業に適した自然と天候に恵まれ、高度の生産技術とあいまって酪農品の主要な供給国であり、総輸出収入の $\frac{1}{2}$ 以上が羊および牛に関する産業によって支えられているといった国情を反映して行なわれている。国内の経済的および政治的観点から、南および南東アジア諸国の生活水準の向上と経済開発に対して多大の関心を払っており、英連邦の一員としての協調をたてまえとしているため、対外経済・技術援助はコロンボ計画を主体として実施しているが、その他の援助計画として、英連邦奨学助成金計画、太平洋諸島援助計画、特別英連邦アフリカ援助計画の諸計画を実施中である。

### 2. 援 助 機 構

ニュージーランドの対外援助業務は外務省の対外援助部が実施しており、当部の構成は援助の規模・方法によって改変されるものである。大蔵省は対外援助予算の編成に当って、外務省と共に援助に関するミッションを対象諸国に派遣し、文部省、厚生省、農林省等の関係官庁は必要に応じて外務省対外援助部と協力している。

### 3. 援助実績

第1表 コロンボ計画による援助実績

国名	技術援助支出額		専門家派遣数 1951年～ 1963年6月30日	研修員受入数 1951年～ 1963年6月30日
	1962年7月1日～ 1963年6月30日	1951年～ 1963年6月30日		
ブルネイ	285	1,204	—	1
ビルマ	13,883	132,551	8	57
カンボディア	—	—	—	—
セイロン	12,466	260,154	30	109
インド	8,262	141,450	17	90
インドネシア	101,491	639,233	42	269
ラオス	—	2,490	—	3
マラヤ	74,230	443,857	17	235
ネパール	6,778	53,155	3	11
パキスタン	2,067	123,793	16	72
フィリピン	10,815	30,055	2	28
サバ(北ボルネオ)	57,787	233,021	16	127
サラワク	62,327	226,716	20	97
シンガポール	30,287	111,807	23	65
タイ	44,104	118,269	1	124
ヴェトナム	35,769	106,943	8	57
計	460,659	2,594,698	203	1,345
地域計画	—	—	—	—
メコン河開発	—	—	—	—
インダス河	—	—	—	—
その他	67,289	254,773	—	—
総計	527,948	2,849,471	203	1,345

(注) \* ブルネイは非C.P.加盟国

(1963年6月30日現在)

(単位 支出額はニュージーランド・ポンド)

資金援助支出額		1962年7月1日～ 1963年6月30日ま での 総支出額	1951年～1963年6 月30日までの 総支出額
1962年7月1日～ 1963年6月30日	1951年～ 1963年6月30日		
—	—	285	1,204
4,798	229,193	18,681	361,744
—	33,000	—	33,000
—	943,718	12,466	1,203,872
4,173	2,581,943	12,435	2,723,393
—	334,665	101,491	973,898
—	4,559	—	7,049
—	325,141	74,330	768,998
2,968	53,266	9,746	76,421
200,005	2,134,500	202,081	2,258,293
8,604	35,413	19,419	65,468
⑧ 6,988	28,824	64,775	261,745
⑨ 6,988	21,288	69,315	248,004
20,165	39,206	50,452	151,013
378	42,260	44,481	160,529
3,585	10,161	39,354	117,104
<b>258,652</b>	<b>6,817,137</b>	<b>719,311</b>	<b>9,411,835</b>
—	—	—	—
4,232	61,400	4,232	61,400
100,000	300,000	100,000	300,000
—	—	<b>67,289</b>	254,773
<b>362,884</b>	<b>7,178,537</b>	<b>890,832</b>	<b>10,028,008</b>

## 第11節 ノールウェー

### 1. 概 況

ノールウェーは、1949年のEPTA創設当初よりこれに参加し、UN・SFにも1959年に参加し、国連専門機関の諸援助活動に積極的に協力している。ノールウェー政府は技術協力に重点を置いた援助を実施しており、ことにプロジェクト・ベース中心の援助方式をとっている。資金援助については、政府が行なったコミットメントに基づく贈与であって、借款形式はない。1962年は、総援助額が860万ドルであったが、政府の二国間・多国間援助規模が1963年には飛躍的に増加し、総額24,400万ドルと、前年のほぼ3倍となっている。

研修員の1963年現在の受入れ数は約100名、専門家の派遣数は80名にのぼっている。

### 2. 援 助 機 構

#### (1) 商 務 省

商務省は、世銀および国連機関に関する政策を決定する。

#### (2) 外 務 省

外務省は、商務省の権限に属するものを除き、全ての援助政策を決定する。

#### (3) ノールウェー国際開発庁

(Norwegian Agency for International Development)

国際開発庁は1962年2月に設立された機関で、外務省のもとにあって、主として援助の企画・立案または実施を行なう。政策決定の権限は外務省にあるが、同庁は諮問機関としての資格で、開発援助に関するいかなる問題についても提案を行なうことができる。

同庁の主要業務の内容としては、① 政府資金による開発援助計画の企画・実施、② 派遣専門家の徴募、ノールウェーで行なう技術訓練の管理、③ 新規開

発援助計画の立案，④ 広報活動，⑤ 国連で論議される開発援助問題に関する諮問，⑥ 民間団体に対する指導・協力がある。

機構としては，理事会・評議会よりなり，理事会は庁の運営方針を決定し，評議会の監事は国会議員もしくは民間人よりなっている。

庁の資金調達源は一般会計予算から成っている。

#### (4) 国営輸出信用委員会 (State Export Credit Commission)

ノールウェー政府の輸出信用供与は，国営輸出信用委員会により運用されており，5年を越えない商業上の延払い取引に対する保証を行なっている。当委員会の保証権限額は84百万ドルである。

#### (5) ノールウェー低開発国援助財団 (Norwegian Foundation for Assistance to Underdeveloped Countries)

1952年インド漁業プロジェクト実施にともなって創設された。

### 3. 援助実績

第1表 開発途上にある諸国および国際機関への資金の流れ

(単位 100万ドル)

項目	年	1961	1962	1963
政府部門		9.0	7.0	20.7
(1) 二 国 間		1.3	1.3	2.4
贈 与		1.4	1.3	2.4
借 款 (5年超のもの)		-0.1	-0.1	—
(2) 多 国 間		7.7	5.7	18.3
贈 与		5.5	6.1	7.6
拠 出		2.2	-0.4	10.7
民間部門 (投資, 借款)		0.1	1.6	3.7
保証付輸出信用 (5年超のもの)		—	—	—
合 計		9.1	8.6	24.4

(OECDの資料)

第2表 技術協力実績

年	項目	経費 (100万ドル)		
		二 国 間		国連計画への抛出
		約 束 額	実 施 額	
1962		4.40	1.30	2.34
1963		2.73	2.42	4.10

(OECDの資料)

(注) 国連計画は UNEPTA, SF, UNICEF の計画を指す。

## 第12節 国際連合

### 1. 概 況

現在国連および国連各専門機関が実施している低開発国援助には、① 通常技術援助計画、② 拡大技術援助計画、③ 特別基金によるもの、がある。

#### (1) 通常技術援助計画

本計画は、国連または専門機関が毎年の通常予算を財源として行なう技術援助計画であり、1964年度の規模は640万ドルである。これを各専門機関との規模と比較すると次のとおりである。

UN	640	百万ドル
ILO	139	〃
FAO	40	〃
UNESCO	186	〃
WHO	2,998	〃

本計画は、EPTA, SFと異なり比較的短期のプロジェクトを対象とするもので、プロジェクト選択の基準としては、① 受益国の開発計画ないし開発効果、② 受益国の General needs, ③ 比較的短期のプロジェクト、によっている。

通常技術援助計画においては、無制限に Regional project を行なうことのできる利点がある。

## (2) 拡大技術援助計画

本計画は、加盟国の拠出金により国連および専門機関が行なう技術援助計画である。本計画の機関としては、技術援助評議会 (T A B) と技術援助委員会 (T A C) とがある。援助の方式は fellow-ship セミナー、訓練センター、デモンストレーション用機材の供与等で、1プロジェクトの平均規模は25,000～50,000ドルである。本計画参加の各専門機関は、UN, I L O, F A O, U N - E S C O, I C A O, W H O, W M O, I T U, I A E A, U P U等である。

## (3) 特別基金

特別基金 (S F) による援助は、国連および専門機関が加盟国の S F に対する拠出金を財源として行なう援助である。援助の内容は調査や実地研究、高等教育や技術訓練適用調査や開発計画等についてであるが、特に中級技術者の国内訓練に力を入れている。1プロジェクトの平均規模は E P T A より大きく、約200万ドル (期間は4年間) である。

S F プロジェクトにおいては受益国も原地人、建物、機材等の供与の形で一部経費を負担することになっており、(実績では受益国負担58%, S F負担42%) プロジェクトをできるだけ早く受益国に引き継ぐこととされている。

## 2. 援助実績

### (1) 通常技術援助計画

通常技術援助計画による派遣技術者数および研究費支給者数 (1962年)

(単位 人)

地域別	機関別		ILO		UNESCO		WHO		IAEA		合計	
	指 導 者	給 費 生										
アフリカ	14	501	4	63	1	267	24	411	—	36	43	1,278
中南米	137	97	15	21	24	173	142	166	35	40	353	497
アジアおよび極東	66	131	4	6	7	115	95	464	3	110	175	826
ヨーロッパ	223	65	49	32	38	42	325	614	49	180	684	933
中近東	19	39	—	2	1	56	29	100	1	24	50	221
地域間	2	—	—	—	1	2	2	—	—	—	5	2
合計	461	833	72	124	72	655	617	1,755	88	390	1,310	3,757

(TAC Annual Report)

## (2) 拡大技術援助計画

## (イ) 拡大技術援助計画に対する主要国の拠出誓約額

(単位 1,000ドル)

国 別	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年
ア メ リ カ	11,863	14,655	17,822	19,314	21,790
イ ギ リ ス	2,240	3,000	3,000	3,000	3,750
西 ド イ ツ	1,190	1,429	2,120	2,620	2,650
ス ウ ェ ー デ ン	903	903	1,005	1,500	2,000
カ ナ ダ	2,000	2,000	2,150	2,150	2,150
オ ラ ン ダ	1,202	1,323	1,565	1,492	1,796
ソ 連	1,000	1,000	2,000	2,000	2,000
フ ラ ン ス	1,555	1,544	1,853	1,852	1,853
デ ン マ ー ク	652	652	1,158	1,737	1,882
イ ン ド	525	750	750	820	850
イ タ リ ア	400	500	900	900	900
ノ ー ル ウ ェ ー	451	549	605	759	980
日 本	135	135	400	450	570
ス イ ス	349	463	465	814	814
ベ ル ギ ー	438	300	—	625	625
オ ー ス ト ラ リ ア	625	625	660	750	750
ト ル コ	210	267	267	266	273
ヴ ェ ネ ズ エ ラ	350	350	550	350	350
パ キ ス タ ン	170	170	170	200	250
オ ー ス ト リ ア	58	100	170	170	200
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	210	210	280	280	279
ユ ー ゴ ス ラ ヴ ィ ア	117	125	138	152	152
そ の 他	3,015	3,113	3,538	2,936	3,563
合 計	29,658	34,165	41,566	45,137	50,427

## (ロ) 拡大技術援助計画による国連専門機関別派遣指導技術者数

(単位 人)

専門機関別	年 別	1958	1959	1960	1961	1962
国連技術援助局 (UNTA)		524	527	522	588	526
国際労働機関 (ILO)		321	291	251	253	312
国連食糧農業機関 (FAO)		675	604	553	562	527
国際教育科学文化機関 (UNESCO)		336	317	302	327	422
国際民間航空機関 (ICAO)		132	138	116	101	94
世界保健機関 (WHO)		497	476	430	440	500
国際通信連合 (ITU)		24	27	27	33	48
世界気象機関 (WMO)		30	39	35	29	54
国際原子力機関 (IAEA)		—	—	22	48	69
合 計		2,539	2,419	2,258	2,381	2,343

(TAC Annual Report)

## (ハ) 拡大技術援助計画による国連専門機関別研究費支給者数

(単位 人)

専門機関別	年 別	1958	1959	1960	1961	1962
国連技術援助局 (UNTA)		828	780	556	506	997
国際労働機関 (ILO)		389	561	395	368	658
国連食糧農業機関 (FAO)		352	330	266	227	468
国連教育科学文化機関 (UNESCO)		333	323	229	172	504
世界保険機関 (WHO)		484	501	373	507	745
国際通信連合 (ITU)		41	35	18	60	63
世界気象機関 (WMO)		26	38	47	40	113
国際民間航空機関 (ICAO)		47	71	48	79	149
国際原子力機関 (IAEA)		—	—	85	70	134
合 計		2,500	2,639	2,017	2,029	3,831

(TAC Annual Report)

## (二) 拡大技術援助計画による地域別援助実績

(単位 1,000ドル)

年 別 地 域 別	1960		1961		1962	
	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %
アフリカ	4,278	15.4	6,299	30.2	13,809	30.9
アジアおよび極東	9,285	33.3	10,047	32.2	14,219	32.0
ヨーロッパ	1,660	5.9	1,473	4.7	2,542	5.7
中南米	7,223	25.9	7,565	24.2	9,087	20.4
中近東	4,977	17.9	4,776	15.3	3,293	7.4
その他	421	1.5	1,046	3.3	1,596	3.6
合 計	27,844	100.0	31,206	100.0	44,546	100.0

(TAC Annual Report)

## (ホ) 拡大技術援助計画による分野別援助額

(単位 1,000ドル)

年 別 分 野 別	1960		1961		1962	
	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %
開発計画の立案と実施	4,076	14.6	4,243	13.6	6,763	15.2
公共企業開発	2,381	8.5	2,441	7.8	3,542	8.0
工業生産	2,381	8.6	2,018	6.5	2,597	5.8
農業生産	6,235	22.4	7,082	22.7	9,364	21.0
農工業開発補助事業	1,809	6.5	2,284	7.3	3,060	6.8
保 險	4,762	17.1	5,458	17.5	7,058	15.9
教 育	3,484	12.5	4,394	14.1	6,673	15.0
村 落 開 発	1,860	6.7	1,837	5.9	2,612	5.8
その他社会事業	856	3.1	999	3.2	1,731	3.9
原 子 力	—	—	450	1.4	1,146	2.6
合 計	27,844	100.0	31,206	100.0	44,546	100.0

(TAC Annual Report)

### (3) 国際連合特別基金

#### (イ) 国連特別基金に対する主要国の拠出誓約額

(単位 1,000ドル)

年 国別	1959	1960	1961	1962	1963	累 計
アメリカ	10,327	15,825	19,525	24,626	30,203	100,506
イギリス	1,000	5,000	5,000	5,000	6,250	22,250
西ドイツ	476	1,905	3,450	4,880	5,350	16,061
スウェーデン	2,103	2,103	2,103	5,000	5,250	16,559
カナダ	2,000	2,000	2,350	2,350	2,350	11,050
オランダ	2,440	2,440	2,565	2,561	3,839	13,845
ソ 連	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
フランス	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	5,366
デンマーク	333	333	579	1,158	1,303	3,706
インド	500	1,750	1,750	2,055	2,150	8,205
イタリア	600	600	1,350	1,350	1,350	5,250
ノルウェー	378	420	597	1,330	2,800	5,525
日 本	480	480	1,422	1,596	2,019	5,998
ス イ ス	465	465	465	1,047	1,046	3,488
ベルギー	250	100	—	625	625	1,600
トルコ	210	323	322	322	329	1,507
ヴェネズエラ	40	40	100	100	100	380
パキスタン	105	130	130	250	380	995
オーストリア	—	50	260	260	300	870
そ の 他	2,031	2,512	2,997	3,289	4,734	15,563
合 計	25,817	38,548	47,036	39,871	72,450	243,722

(UNSF)

## (ロ) 国連特別基金の部門別援助計画

(単位 1,000ドル)

種 類 別	1959年～1963年 1月管理理事会 承認分の累計		1963年6月管理 理事会承認分		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
鉱物および地質調査	21	17,541	2	2,051	23	19,592
水力学的・気象学的 (水力学的・気象学的)	15	11,351	2	692	17	12,044
流域調査	12	9,908	1	634	13	10,541
水利・かんがい	52	36,410	9	6,441	61	42,851
運輸通信調査	7	5,133	2	596	9	5,729
漁場調査	6	5,500	—	—	6	5,500
工業その他調査	5	2,234	1	638	6	2,872
調査部門計	118	88,077	17	11,051	135	99,128
農林・家畜・漁業研究	34	32,329	6	3,648	40	35,976
工業その他研究	23	19,818	2	1,536	25	21,353
研究部門計	57	52,147	8	5,183	65	57,330
農林・家畜・漁業訓練	18	15,770	1	723	19	16,493
工業訓練	61	57,211	10	9,555	71	66,766
運輸および通信訓練	15	15,438	2	2,320	17	17,757
中等学校教員訓練	13	13,686	3	3,189	16	16,875
訓練部門計	107	102,105	16	15,786	123	117,891
経済開発訓練	4	8,297	—	—	4	8,297
合 計	286	250,626	41	32,020	327	282,646

(U N S F)

## (ハ) 国連特別基金の活動状況

(1963年3月31日現在)

地 域 別	管理理事会採決件数	調 印 件 数
ア フ リ カ	76	59
中 南 米	83	57
ア ジ ア	82	60
ヨ ー ロ ッ パ	16	12
中 近 東	28	20
地 域 間	1	1
実 施 機 関 別	管理理事会採決件数	調 印 件 数
国 連 食 糧 農 業 機 関	113	80
国 連 復 興 開 発 機 関	14	11
国 際 民 間 航 空 機 関	8	7
国 際 労 働 機 関	37	28
国 際 電 気 通 信 連 合	8	6
国 連 教 育 科 学 文 化 機 関	48	35
国 連	46	35
国 際 原 子 力 機 関	1	—
世 界 保 険 機 関	4	2
世 界 気 象 機 関	7	5
合 計	286	209

(UNSF)

## (ニ) 国連特別基金の援助事業開始プロジェクト

(1963年3月31日現在)

分野別 地域別	調 査 研 究 訓 練 経 済 開 発				合 計
	調 査	研 究	訓 練	経 済 開 発	
ア フ リ カ	11	9	18	—	38
ア メ リ カ	24	4	16	1	45
ア ジ ア	16	11	19	1	47
ヨ ー ロ ッ パ	4	2	4	—	10
中 近 東	6	7	6	—	19
地 域 間	—	1	—	—	1
合 計	61	34	63	2	160

(UNSF)

## (4) 世界銀行

(イ) 世銀融資実績 (1962年7月～1963年6月)

国名	対象	金額 (百万ドル)	返済期間 (年)
インド	産業開発銀行 (I C I C I)	30	15
パキスタン	西部鉄道	18.25	20
"	東部鉄道	4.75	20
"	産業開発公社 (P I C I C)	20	a
フィリピン	水力発電	3.7	18
"	民間開発公社 (P D C P)	15	a
シンガポール	火力発電所	15	20
タイ	かんがい	5.6	15
"	"	3.4	20
"	送電設備(ヤンヒー水力発電所)	6.6	20
"	道路の建設・改修	35	20
イスラエル	道路の建設・改修	22	17
コロンビア	水力発電	8.8	20
"	鉄道の改修	30	20
"	製鉄	30	15
エル・サルヴァドル	水力発電	6	20
メキシコ	かんがい	12.5	20
ニカラグア	かんがい	2.6	25
パナマ	水力発電・ディーゼル発電	4	25
ペルー	鉄道の近代化	13.25	16
ウルグアイ	道路の改修	18.5	15
キプロス	火力発電	21	20
モロッコ	産業開発銀行 (B N D E)	15	15
ナイジェリア	ラゴス港改修	13.5	20
スワジランド	水力発電	4.2	20
ユーゴスラヴィア	水力発電	30	25
"	高速道路建設	35	20
フィンランド	水力発電	25	20
合計 (19カ国, 28件)		448.65	

(注) a. 引出時に決定

(J B R D)

## (ロ) 部門別・地域別世銀借款 (1963年6月末現在の累計)

(単位 1,000ドル)

対 象	地 域					
	合 計	アフリカ	アジア	大洋州	ヨーロッパ	中南米
合 計 (I+II)	6,983	918	2,355	418	1,544	1,739
I) 開発借款	6,486	918	2,355	418	1,058	1,739
電 力	2,336	252	516	129	464	975
輸 送	2,261	443	1,023	132	103	560
鉄 道	1,090	274	600	37	2	176
道 路	741	88	209	51	35	359
船 舶	12	0	0	0	12	0
港 湾・運 河	297	31	193	0	47	26
航空機・空港	57	0	6	44	7	0
パイプライン	64	50	14	0	0	0
通 信	27	4	0	0	0.3	22
農 林 業	529	59	178	103	8.8	100
農 場 機 械 化	121	0	0	89	2	30
かんがい調節	331	35	164	6	73	52
農 地 整 備	49	32	14	6	2	5
農 産 加 工 等	7	1	0	0	4	2
家 畜 改 良	13	1	1	0	0	11
林 業	8	0	0	2	6	0
鉱 工 業	1,128	120	562	53	312	82
鉄 鋼	380	0	314	13	23	30
紙・パルプ	139	0	4	1	113	20
化 学 品	82	0	25	0.3	57	0
そ の 他	97	0	5	24	59	9
鉱 業	203	101	54	14	12	22
水 道	2	0	0	0	2	0
開 発 銀 行	225	19	159	0	47	0.5
総 合 開 発	205	40	75	0	90	0
II) 復興借款	497	0	0	0	497	0

( I B R D )

(5) 国際開発協会

(イ) I D A 融資実績 (1962年7月～1963年6月)

(単位 1,000万ドル)

国名	対象	金額
インド	プルナかんがい・水力発電	13
"	コイナ水力発電計画	17.5
"	電気通信設備の拡充・改善	42
"	ボンベイ港の拡充	18
"	鉄道	67.5
"	火力発電	20
パキスタン	産業開発公社 (P I C I C)	6.5
"	治水	5
韓国	鉄道車両	14
トルコ	産業開発銀行	5
"	水力発電	1.7
"	かんがい	20
エル・サルヴァドル	道路改修	8
ハイチ	道路維持	0.35
ニカラグア	水道	3
エチオピア	道路改修	13.5
チュニジア	教員養成大学・小中学校	5
合計	(9カ国, 17件)	260.05

( I D A )

## (口) IDA 増資国別分担表

(単位 100万ドル)

	増 資 額	当 初 出 資
日 本	41.25	33.59
オーストラリア	19.8	20.18
オーストリア	5.04	5.04
ベルギー (新加盟)	16.5	—
カナダ	41.7	37.83
デンマーク	7.5	8.74
フィンランド	2.298	3.83
フランス	61.872	52.96
西ドイツ	72.6	52.96
イタリア	30.0	18.16
ルクセンブルグ (新加盟)	0.75	—
オランダ	16.5	27.74
ノールウェー	6.6	6.72
南アフリカ	3.99	10.09
スウェーデン	15.0	10.09
イギリス	96.6	131.14
アメリカ	312.0	320.29
合 計	750.0	739.36

( I D A )

## (6) 国際金融公社

(イ) IFC 投融資実績 (1962年7月~1963年6月)

(単位 1,000ドル)

国名	対象	金額	備考 (注)
チリ	紙, パルプ	3,000	株式 (IDB と協調)
コロンビア	綿紡績	2,000	
コスタリカ	コンクリート製品	270	うち株式76千ドル
メキシコ	鋼管	1,000	株式 (IDB と協調)
〃	硫酸	750	
チュニジア	化学肥料	3,500	うち株式 1,500 千ドル
モロッコ	経済開発銀行	1,486	株式 (世銀と協調)
インド	ベアリング	898	うち株式 378 千ドル
パキスタン	産業開発銀行	449	株式 (世銀と協調)
フィリピン	民間開発銀行	4,359	株式 (世銀, AID と協調)
スペイン	産業投資銀行	292	株式 (フランス, 西ドイツ, イタリア, イギリス, アメリカと協調)
合計	11 件	18,004	

(IFC)

(注) 特記ない限りは融資

## (ロ) IBD 融資実績

国名	1962年		1962年末累計	
	件数	金額 (100万ドル)	件数	金額 (100万ドル)
アルゼンティン	6	43.6	12	72.2
ボリヴァリア	2	9.1	4	23.6
ブラジル	11	82.2	20	113.7
チリ	6	29.9	14	66.6
コロンビア	5	17.1	12	51.3
コスタリカ	3	8.5	5	15.0
ドミニカ	2	6.5	2	6.5
エクアドル	4	19.7	6	24.4
エル・サルヴァドル	1	6.1	9	17.5
グアテマラ	2	8.8	5	14.1
ハイチ	—	—	1	3.5
ホンデュラス	3	9.5	7	13.2
メキシコ	6	20.5	8	36.5
ニカラグア	2	7.7	3	9.7
パナマ	1	2.8	3	13.3
パラグアイ	3	4.1	6	7.9
ペルー	3	5.1	7	34.2
ウルグアイ	3	16.7	6	25.6
ヴェネズエラ	4	28.7	8	69.6
その他	1	2.9	1	2.9
合計	68	329.4	139	617.7

( I D B )

(ハ) I B D 一般融資実績

対 象 区 分	1961 年		1962 年	
	件 数	金 額 (1,000 ドル)	件 数	金 額 (1,000 ドル)
工業プロジェクト	16	23,108	8	32,485
中小企業金融機関	10	49,891	2	5,501
かんがい・農業機械化	2	14,675	4	13,907
上下水道	6	23,969	2	10,000
電力	4	17,216	2	17,700
道路	—	—	1	4,100
技術協力	2	1,137	—	—
合 計	40	129,997	19	83,694

( I B D )

(二) I B D の特別基金からの融資実績

対 象 区 分	1961 年		1962 年	
	件 数	金 額 (1,000 ドル)	件 数	金 額 (1,000 ドル)
開発銀行	6	31,765	2	12,000
工業プロジェクト	2	790	—	—
電力	1	225	—	—
道路	1	7,058	—	—
水道, かんがい, 農地	2	7,308	5	23,744
鉱業プロジェクト	1	4,500	—	—
技術協力	2	1,225	7	5,028
合 計	15	48,063	14	40,772

## 第13節 DAC 加盟諸国による援助

第1表 低開発諸国および国際

	年	ベルギー	カナダ	デンマーク	フランス	ドイツ
政府および民間 (I + II + III) 計	1961	152.3	96.0	9.6	1,290.1	800.0
	1962	128.9	68.0	12.1	1,288.7	681.5
	1963	171.2	103.7	13.9	1,087.9	557.1
I. 政府部門 計	1961	92.1	61.5	7.2	943.3	589.2
	1962	79.8	54.4	7.4	972.1	427.0
	1963	90.2	99.1	10.2	887.9	421.0
(A) 二 国 間 計	1961	69.5	45.1	1.2	870.0	303.0
	1962	64.6	41.9	0.7	855.9	324.6
	1963	74.7	90.2	1.1	830.9	396.2
(1) 贈与および類似 <sup>㉑</sup>	1961	70.5	48.5	0.7	786.9	111.5
	1962	65.6	26.7	0.8	756.7	109.2
	1963	75.8	51.4	1.2	696.8	141.4
(2) 借 款 <sup>㉒</sup>	1961	-1.0	-3.4	0.5	83.1	191.4
	1962	-1.0	15.2	-0.1	99.2	215.4
	1963	-1.1	38.8	-0.1	134.1	254.8
(B) 多 国 間 計	1961	22.6	16.4	6.0	73.3	286.2
	1962	15.2	12.5	6.7	116.2	102.4
	1963	15.5	8.9	9.1	27.0	24.8
(1) 国際機関への贈与 <sup>㉓</sup>	1961	22.6	16.4	6.0	72.7	74.2
	1962	15.2	12.5	6.8	115.2	105.4
	1963	15.5	13.9	8.1	28.0	29.8
(2) その他多国間拠出 <sup>㉔</sup>	1961	—	—	—	0.6	212
	1962	—	—	-0.1	1.0	—
	1963	—	-5.0	1.0	-1.0	-5.0
II. 民間直接投資および その他借款	1961	29.5	34.5	2.4	312.3	153.6
	1962	28.1	(13.6)	4.7	306.8	150.1
	1963	(51.8)	4.6	3.0	208.4	107.4
III. 5 年 以 上 の 輸 出 信 用	1961	30.7	—	—	34.5	58.0
	1962	21.0	—	1.3	9.8	104.4
	1963	29.2	—	0.7	21.3	28.7
参考	1961	—	—	0.9	—	26.1
1. 1~5年 政府借款	1962	—	—	—	2.4	22.8
	1963	1.8	—	-0.5	3.6	2.7
2. 1~5年 民間輸出信用	1961	15.6	-4.6	(6.6)	115.7	7.7
	1962	-3.3	5.0	1.1	112.8	-72.3
	1963	8.3	17.9	-2.8	83.1	28.7

- (注) 1) ( ) 内の数字は事務局により全般にあるいは部分的に事前に推定された ↗  
 2) 表の資料はこの報告書の他の表と同様、特に1963年に関しては修正された ↗  
 ㉑ 受益国通貨で支払い得る借款を含んでおり、受益国通貨を換算。(現地通 ↗  
 ㉒ 5年を超える借款、また他の政府二国間長期借款資本を含む。  
 ㉓ 予約資本支払いを含む  
 ㉔ 借款純取得および中央金融機関による参加を含む。

機関に対する長期資金の流れ

(単位 100万ドル)

イタリア	日 本	オランダ	ノールウ エー	ポルトガ ル	英 国	米 国	D A C諸国 計
251.4	371.1	193.5	9.1	—	836.7	4,592	8,632.4
277.8	282.0	139.7	8.6	—	643.3	4,466	8,035.2
270.9	264.7	145.1	24.4	—	724.1	4,726	8,145.5
65.8	214.2	69.3	9.0	29.6	450.3	3,493	6,024.5
67.0	165.2	90.3	7.0	37.2	417.7	3,610	5,935.7
63.0	171.5	37.7	20.7	47.1	412.9	3,844	6,074.9
50.0	202.8	30.4	1.3	21.6	410.0	3,208	5,213.8
34.9	158.0	46.7	1.3	37.2	377.1	3,391	5,333.9
62.6	159.3	17.8	2.4	47.0	369.5	3,627	5,678.7
32.5	67.8	31.7	1.4	3.0	207.0	2,583	3,944.5
34.5	74.6	42.4	1.3	3.1	211.7	2,648	3,974.6
24.8	76.7	9.9	2.4	8.8	209.1	2,651	3,949.3
18.4	135.0	-1.3	-0.1	18.6	203.0	625	1,269.2
0.4	83.4	4.3	-0.1	34.1	165.4	743	1,359.2
37.8	82.6	7.9	—	38.2	160.4	976	1,729.4
14.9	11.4	38.9	7.7	8.0	40.3	285	810.8
32.1	7.2	44.1	5.7	—	40.6	219	601.8
0.4	12.2	19.9	18.3	0.1	43.4	217	396.2
13.7	12.3	38.9	5.5	8.0	—	285	595.7
19.6	8.7	44.1	6.1	—	40.6	219	593.3
8.1	9.4	18.6	7.6	0.1	43.4	217	399.0
1.2	-0.9	—	2.2	—	—	—	215.1
12.5	-1.5	—	-0.4	—	—	—	8.5
-7.7	2.8	1.3	10.7	—	—	—	-2.9
(163.9)	110.3	114.4	0.1	—	376.4	1,099	2,396.6
(186.6)	83.1	31.7	1.6	—	211.9	821	1,839.2
(129.8)	79.9	98.3	3.7	—	(281.3)	(878)	1,846.7
21.7	46.6	9.8	—	—	10.0	—	211.3
24.2	33.7	17.2	—	—	13.7	35	260.3
78.1	13.3	9.1	—	—	29.9	4	223.9
19.5	7.2	—	—	14.2	-1.2	-5	61.7
42.9	2.9	—	—	3.6	3.3	-42	35.9
46.4	2.0	—	—	4.1	0.3	-87	-26.6
2.3	3.1	15.7	0.7	—	61.9	—	224.7
74.8	1.2	0.3	2.4	—	91.7	13	226.7
13.9	0.8	3.0	4.9	—	68.3	26	247.5

↘未完成情報を示す。

(OECDの資料)

↘ものである。

↘貨の使用により供与国により認められた純額。

第2表 低開発諸国および国際

(その1)	上段 1962年				
	下段 1963年				
	ベルギー	カナダ	デンマーク	フランス	ドイツ
政府部門計 (A+B)	79.8	54.4	7.4	972.1	427.0
	90.2	99.1	10.2	857.9	421.0
A. 政府二国間計	64.6	41.9	0.7	855.9	324.6
	74.7	90.2	1.1	830.9	396.2
I. 二国間贈与	65.6	26.7	0.8	756.7	107.7
	75.8	51.4	1.2	696.8	139.2
a) その内賠償支払い	—	—	—	—	70.0
	—	—	—	—	69.5
II. 受入れ国通貨による返済借款	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
III. 受益国通貨売却資金移転 (供与国使用を差引いた額)	—	—	—	—	1.5
	—	—	—	—	2.2
IV. 政府長期借款	-1.0	15.2	-0.1	99.2	215.4
	-1.1	38.8	-0.1	—	254.8
a) 5年を超える借款	-1.0	15.2	-0.1	99.2	215.4
	-1.1	38.8	-0.1	134.1	265.1
1. 5年を超える借款総計	—	20.4	—	136.9	244.8
	1.3	40.7	—	168.5	299.1
a) 20年以上	—	—	—	38.7	29.3
	1.3	—	—	16.8	65.3
b) 10年超~20年未満	—	5.5	—	78.3	179.9
	—	19.5	—	126.7	180.4
c) 5年超~10年まで	—	14.8	—	19.9	35.6
	—	21.2	—	25.0	53.4
2. 借款供与償還受取り	1.0	5.2	0.1	37.7	29.4
	2.4	1.9	0.1	34.4	34.0
3. 償還受取り(流出は+)	—	—	—	—	—
a) その他政府二国間長期資金	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	-103
B. 国際機関への拠出計	15.2	12.5	6.7	116.2	102.4
	15.5	8.9	9.1	27.0	24.8
I. 贈与および資本応募支出	15.2	12.5	6.8	115.2	105.4
	15.5	13.9	8.1	28.0	29.8
1. I. B. R. D.	—	—	1.8	24.3	7.8
	—	—	1.9	11.3	7.8
2. I. D. A.	—	7.2	1.7	10.2	10.2
	—	7.3	1.8	10.1	10.1
3. E. E. C.	13.5	—	—	77.0	77.0
	13.5	—	—	—	—

機関に対する長期資金の流れ (実施純額)

(単位 100万ドル)

イタリア	日 本	オランダ	ノールウ ェー	ポルトガ ル	英 国	米 国	DA C 諸国 総 計
67.0	165.2	90.8	7.0	37.2	417.7	3,610.1	5,935.7
63.0	171.5	37.7	20.7	47.1	412.9	3,843.6	6,074.9
34.9	158.0	46.7	1.3	37.2	377.1	3,391.0	5,333.9
62.6	159.3	17.8	2.4	47.0	369.5	3,627.0	5,678.7
34.5	74.6	42.4	1.3	3.1	211.7	1,365.0	2,670.1
24.8	76.7	9.9	2.4	8.8	209.1	3,858.0	2,654.1
20.2	66.8	—	—	—	—	—	157.0
7.9	62.1	—	—	—	—	—	139.5
—	—	—	—	—	—	414.0	414.0
—	—	—	—	—	—	360.0	360.0
—	—	—	—	—	—	869.0	870.5
—	—	—	—	—	—	987.0	989.2
0.4	83.4	4.3	-0.1	34.1	165.4	743.0	1,359.2
37.8	—	7.9	—	38.2	160.4	976.0	1,729.4
0.4	83.4	4.3	-0.1	34.1	142.8	743.0	1,336.6
36.3	82.6	7.9	—	38.2	154.9	976.0	1,732.7
14.9	115.1	5.2	—	34.2	165.7	955.0	1,692.2
59.0	118.0	9.3	—	38.3	181.6	1,193.0	2,108.8
—	—	5.2	—	31.3	139.5	349.0	593.0
—	—	8.0	—	35.9	151.0	831.0	1,109.3
—	18.9	—	—	1.6	2.2	458.0	744.4
24.0	46.2	—	—	1.4	2.6	253.0	653.8
14.9	96.2	—	—	1.3	24.0	148.0	354.7
35.0	71.8	1.3	—	1.0	28.0	109.0	345.7
16.0	31.7	0.9	0.1	0.2	23.5	212.0	357.8
22.7	35.4	1.4	—	0.1	27.2	217.0	376.6
+1.5	—	—	—	—	+0.6	—	+2.1
—	—	—	—	—	+0.5	—	+0.5
...	...	...	...	...	22.6	...	...
1.5	..	—	—	—	5.5	—	-3.3
32.1	7.2	44.1	5.7	—	40.6	219.1	601.8
0.4	12.2	19.9	18.3	0.1	43.4	216.6	396.2
19.6	8.7	44.1	6.1	—	40.6	219.1	593.3
8.1	9.4	18.6	7.6	0.1	43.4	216.6	399.1
—	—	7.1	2.4	—	—	—	43.4
—	—	—	1.5	—	—	—	22.5
3.5	6.4	5.4	1.3	—	25.2	61.7	132.8
3.5	6.5	5.3	1.3	—	25.3	61.6	132.8
15.4	—	27.0	—	—	—	—	209.9
—	—	1.9	—	—	—	—	15.4

## (その2)

	ベルギー	カナダ	デンマーク	フランス	ドイツ
4. U. N. 機関	1.7 2.0	5.3 6.6	3.3 4.4	3.6 6.6	10.4 11.9
5. その他	—	—	—	..	—
II. 債券、貸付および 融資参加証券の購入	—	—	-0.1 1.0	1.0 -1.0	-3.0 -5.0
1. I. B. R. D	—	—	-0.1 1.0	1.0 -1.0	-3.0 -5.0
2. I. D. B	—	—	—	—	—
3. その他	—	—	—	—	—
	—	-5.0	—	...	—
C. 長期間資金 計	28.1 (51.8)	(13.6) (4.6)	4.7 (3.0)	306.8 208.7	150.1 107.4
I. 直接投資	30.0 50.0	(5.0) (25.0)	3.5 <sup>㉑</sup> (3.0)	274.5 <sup>㉑</sup> 193.3 <sup>㉑</sup>	92.6 88.9
1. 新直接投資	-5.0 —	.. ..	.. (3.0)	.. ..	48.6 48.9
2. 収益の再投資	35.0 50.0	.. ..	.. ..	.. ..	44.0 40.0
II. 二国間証券投資 その他新貸付 <sup>㉒</sup>	— (-)	.. (12.0)	1.2 —	21.3 14.4	57.9 7.1
III. 国際機関に対する証券 投資	-1.9 1.8	8.6 -32.4	— —	11.0 1.0	-0.4 11.4
D. 5年を越える保証付 民間輸出信用	21.0 29.2	— —	1.3 0.7	9.8 21.3	104.4 28.7

(注) ㉑ I. D. B. 資金拠金。

㉒ 不完全な情報による。

㉓ ペトロリウム部門の英国の投資を除く。

㉔ 二国間保証、1年(5年)を超える満期の保証なしの輸出信用、その他長期資産を含む。収支バランスに関する輸出信用に基づく完全な情報は、数カ国にのみ可能。諸国間の比較を確実にするため、C. II の金額は評価できる限り、保証付取引の内保証のない部分を含めて、保証のない輸出信用のみを表示している。

㉕ ペトロリウム部門への英国の投資を除く。

( ) 内は不完全情報か事前評価を示す。

— 皆無あるいは極少。

.. 不明。

... 計には積算されているが個別には不明。

イタリア	日 本	オランダ	ノールウ ェー	ポルトガ ル	英 国	米 国	D A C 諸国 総 計
0.6	2.3	4.6	2.4	—	15.4	95.9	145.5
4.6	2.9	11.4	4.8	0.1	18.1	155.0	228.4
—	—	—	—	—	—	61.5②	61.5
—	—	—	—	—	—	—	—
12.5	-1.5	—	-0.4	—	—	—	8.5
-7.7	2.8	1.3	10.7	—	—	—	-2.9
4.3	-1.5	—	-0.4	—	—	—	0.3
-7.7	2.8	—	10.7	—	—	—	0.8
8.2	—	—	—	—	—	—	8.2
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1.3	—	—	—	—	-3.7
(186.6)	83.1	31.7	1.6	..	211.9	821.0	1,839.2
(129.8)	79.9	98.3	3.7	..	(281.3)	(878.2)	1,846.7
(126.5)	68.4	-12.2	0.8	..	200.2②	567.0	1,356.3
(102.2)	76.7	57.3	0.4	..	(280.0)	(831.0)	1,707.8
106.5	...	...	0.8	..	108.9	207.0	...
82.2	...	...	0.4	..	...	461.0	...
(20.0)	...	...	..	..	91.3	360.0	...
(20.0)	...	...	..	..	...	(370.0)	...
42.2	14.0	32.6	0.8	..	4.5②	94.0	268.5②
28.5	3.5	40.2	3.3	..	..	42.0	151.0
17.9	0.7	11.3	—	—	7.2	160.0	214.4
-0.9	-0.3	0.8	—	—	1.3	5.2	-12.1
24.2	33.7	17.2	—	—	13.7	35.0	260.3
78.1	13.3	9.1	—	—	29.9	4.0	223.9

(OECDの資料)

第3表 各国の長期資金の流れ総計 (1956~1963)

	1956	1957	1958
<b>各国政府資金 総計</b>			
ベ ル ギ ー	20	20	23
カ ナ ダ	29	48	92
デ ン マ ー ク	3	2	5
フ ラ ン ス	648	819	884
ド イ ツ	149	300	278
イ タ リ ア	36	155	45
日 本	61	58	254
オ ラ ン ダ	48	23	39
ノ ー ル ウ ェ ー	8	8	—
ポ ル ト ガ ル	3	3	1
英 国	205	234	276
米 国	1,996	2,083	2,388
<b>DAC 諸国 総計</b>	<b>3,206</b>	<b>3,753</b>	<b>4,285</b>
二 国 間	2,987	3,396	3,927
多 国 間	219	358	357
<b>5年以上輸出信用を含む民間投資 計</b>	<b>2,547</b>	<b>3,445</b>	<b>2,656</b>
<b>政府・民間 計</b>	<b>5,753</b>	<b>7,198</b>	<b>6,941</b>

(単位 100万ドル)

1959	1960	1961	1962	1963
79	101	92	80	90
60	75	62	54	99
14	6	7	7	10
832	842	943	972	858
337	324	589	427	421
43	75	66	67	63
112	125	214	165	172
49	47	69	91	38
4	10	9	7	21
17	37	30	37	47
375	406	450	418	413
2,310	2,817	3,493	3,610	3,844
<b>4,232</b>	<b>4,865</b>	<b>6,025</b>	<b>5,936</b>	<b>6,075</b>
3,887	4,210	5,214	5,334	5,679
345	655	811	602	396
<b>2,306</b>	<b>2,523</b>	<b>2,608</b>	<b>2,100</b>	<b>2,071</b>
<b>6,538</b>	<b>7,388</b>	<b>8,632</b>	<b>8,035</b>	<b>8,146</b>

第4表 技術協力と関連活動（政府出資，派遣，受入，1962年，

国 名	項 目 年	経 費					
		二 国 間					
		約 束 額		実 施 額			
		1962	1963	1962	1963		
ベ	ル	ギ	ー	21.33 <sup>㉑</sup>	23.62 <sup>㉑</sup>	21.33	23.62
カ		ナ	ダ	4.91	5.75	4.17	5.85
デ	ン	マ	ー	0.22	4.60	0.75	1.20
フ		ラ	ン	228.30 <sup>㉑</sup>	295.40 <sup>㉑</sup>	256.50	295.40
ド		イ	ツ	75.81	91.14	33.03	63.50
イ		タ	リ	6.10	8.10	5.40	5.21
日			本	4.40	5.20	3.39	4.50
オ		ラ	ン	1.70	5.30	1.00	1.73
ノ		ール	ウ	4.40	2.73	1.30	2.42
ポ		ルト	ガ	3.01	8.77	(3.06) <sup>㉒</sup>	8.78 <sup>㉓</sup>
英			国	72.20	77.60	60.86 <sup>㉒</sup>	67.68 <sup>㉓</sup>
米			国	407.00 <sup>㉔</sup>	410.00 <sup>㉔</sup>	331.28 <sup>㉔</sup>	368.00 <sup>㉔</sup>
D A C 諸 国 計				829.38	938.21	722.07	847.89
E. E. C				10.85	8.43	5.11	10.01

(注) ㉑ UNEPTA, UNSF, UNICEF に対する総拠出額。

㉒ 指定日における現数，その他は注に指示。

㉓ 支払い金。

㉔ 当該年度内支出。

㉕ 新着。

㉖ 学生，研修員および専門家についての British Council の 8.3 百万ドル支出額を除く。

1963年)

(単位 100万ドル)					
国連計画への拠出④		派遣専門家		受入研修員, 留学生⑤	
1962	1963	1962	1963	1962	1963
1.41	1.45	2,677	2,674	1,863	2,134
4.57	4.30	182	242	682	970
3.07	3.38	33	88	51	86
4.03	4.03	④ 48,094	④ 51,185	④ 9,197	④ 11,581
8.87	9.50	620	928	7,846	8,549
2.25	4.50	318	275	2,026	2,298
2.21	2.79	183	193	384	434
4.14	5.80	66	105	92	129
2.34	4.10	42	73	785	86
—	0.04	...	981	...	1,039
8.94	10.90	16,092	13,548	⑤ 3,936	⑤ 4,039
54.00	68.00	7,403	11,428	8,776	9,826
95.83	118.79	⑥ 76,691	81,508	⑥ 35,970	41,171
—	—	236	392	496	780

(OECD資料)

④ 同上の支出額8.76百万ドルを除く。

⑤ 1961~1962, 1962~1963会計年度内における新着。

⑥ 教育交換計画を除く。

⑦ 1962会計年度。1963年の数字には教育交換計画を除くが、両年とも管理上の経費は含めてある。

⑧ 事務局によるポルトガル実績推定を含む。

## 第2章 民間ベースによる技術協力事業

### 第1節 海外技術者研修協会の研修員受入

#### 1. 概 要

財団法人海外技術者研修協会は、政府ベースの受入れと併行して、従来、民間企業が個別に実施してきた鉱工業分野を中心とした技術研修生の受入れ事業を、さらに積極的に推進させることを目的として、機械工業を中心としたわが国産業界が通産省の行政指導を得て設立したもので、昭和34年8月発足した。

海外技術者研修協会における研修員の受入れはいわゆる民間ベースによるもので、民間企業の発意により、技術研修員を受入れる場合、その渡航に要する経費、支度料、滞在費、一般研修および実地研修に要する経費の大部分を政府が補助し、助成せしめている。

#### 2. 現 況

同協会の技術研修訓練は、受入れ企業側の責任において行なわれるが、そのための協会の業務としては

- (イ) 実地研修前の一般教育——5週間。日本語、日本紹介、日本産業界の現状紹介、研修専門分野についての学習。（日本語のわかる研修生には10日間コース。）
  - (ロ) 研修員受入れ企業に対する補助事業——渡航費、支度金、滞在費、実地研修に対する補助。
  - (ハ) 帰国研修員に対するアフター・サービス事業——英文会報、諸資料送付等。
- (ニ) 研修・宿泊施設の確保（アジア文化会館および横浜研修センターの運営。また企業によっては、研修員専門宿舍もある）等である。

なお、横浜研修センターの新設に引きつづいて、39年9月末完成の予定で大阪研修センターの建設も進められている。

### 3. 受入実績

第1表 受入研修員年度別・地域別実績表

(単位 人)

年 度 地 域	1959	1960	1961	1962	1963	計
アジア, オーストラリア	34	90	145	238	272	779
中 南 米	8	8	16	17	34	83
中近東, ギリシャ	1	0	1	2	3	7
ア フ リ カ	0	7	3	4	5	19
総 計	43	105	165	261	314	888

第2表 業種別・地域別受入研修員実績数

(1959年～1963年3月31日)

(単位 人)

業種	地域	アジア, オースト ラリア	中南米	中近東, ギリシャ	アフリカ	計
重電機器		195	17	0	2	214
通信機器		60	10	2	3	75
家庭電気機器		35	3	1	0	39
産業機械		51	4	2	0	57
農業機械		28	5	0	0	33
精密機械		12	0	0	2	14
その他機械		38	3	0	0	41
自動車		137	6	2	0	145
造船		14	10	0	6	30
土木建設		19	6	0	0	25
電池		13	0	0	0	13
印刷		8	0	0	2	10
ゴム		28	0	0	2	30
繊維		55	16	0	0	71
製糖		17	0	0	0	17
食品		35	0	0	0	35
その他		34	3	0	2	39
総計		779	83	7	19	888

## 第2節 日本商工会議所の専門家派遣、 企業進出の斡旋

日本商工会議所はあらかじめ海外派遣希望専門家、海外進出希望企業の登録名簿を作っておき、海外企業技術協力斡旋本部、または東京、大阪、名古屋、広島、福岡の各斡旋所に海外から要請があった場合、その登録名簿の中から適する専門家・企業を推薦している。その実績は第1表、第2表の通りである。

**第1表 技術者海外派遣希望 登録並びに斡旋状況**  
(1958年5月21日～1964年4月30日)

(単位 人)

業 種	登 録 状 況		斡 旋 状 況			
	人 数	%	要 請 受 理 人 数	斡 旋 済 人 数	斡 旋 済 中 成 立 人 数	
農 業	42	1.8	46	12	7	
林 業・狩 猟 業	4	0.2	1			
漁 業・水 産 養 殖 業	98	4.2	46	22	20	
鉱 業	50	2.2	23	19	6	
建 設 業	218	9.4	110	42	20	
製 造 業	1,155	50.0	1,774	658	267	
卸 小 売 業	8	0.3				
運 輸 通 信 業	24	1.0	5	1		
電 気・ガ ス・水 道 業	60	2.6	71	50	20	
サ ー ビ ス 業	454	19.7	128	92	25	
そ の 他	196	8.5	493	22	6	
<b>合 計</b>	<b>2,309</b>	<b>100.0</b>	<b>2,697</b>	<b>918</b>	<b>371</b>	
希望地域別内訳	東 南 ア ジ ア	1,312	36.4	730	363	118
	中 近 東	355	9.9	218	71	5
	中 南 米	1,271	35.3	1,345	419	229
	ア フ リ カ	192	5.3	97	24	10
	そ の 他	473	13.1	307	41	9
<b>合 計</b>	<b>3,603</b>	<b>100.0</b>	<b>2,697</b>	<b>918</b>	<b>371</b>	

第2表 企業海外進出希望 登録並びに斡旋状況

(1958年5月21日～1964年4月30日)

業 種	登 録 状 況		斡 旋 状 況			
	企 業 数	%	要 請 受 理 件 数	斡 旋 済 件 数	斡 旋 済 中 成 立 件 数	
農 業			7	1		
林 業・狩 猟 業			1			
漁 業・水 産 養 殖 業	2	1.3	6	2		
鉱 業	4	2.6	9			
建 設 業	9	5.9	19			
製 造 業	128	84.2	486	68	3	
卸 小 売 業						
運 輸 通 信 業						
電 気・ガ ス・水 道 業	2	1.3	5			
サ ー ビ ス 業	7	4.6	8			
そ の 他			16			
合 計	152	100.0	557	71	3	
希 望 地 域 別 内 訳	東 南 ア ジ ア	76	54.7	378	57	2
	中 近 東	4	2.9	24	3	
	中 南 米	32	23.0	130	7	1
	ア フ リ カ	3	2.2	8	3	
	そ の 他	24	17.3	17	1	
合 計	139	100.0	557	71	3	

- (注) 1. 「斡旋済人数」とは要請に対して登録者の中から推薦した人数を示し、「斡旋済中成立人数」とは斡旋済のうち採用審査に合格確定または契約した人数を示す。
2. 「斡旋済件数」「斡旋済中成立件数」も 1. と同じ。
3. 「希望地域別内訳」は第3希望までを含み、その他の地域には希望地域を示さないものを含む。
4. 本表は日本商工会議所海外企業技術協力斡旋本部の資料による。